

議 案 第 90 号

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

委員の任期を介護保険法に基づく介護保険事業計画の期間に合わせ、2年から3年とするため。

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例の一部を改正する条例

松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例（平成27年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(任期) 第5条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 (略)	(任期) 第5条 委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。